三　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者（前号に該当する者を除く。）
四　第四十一条第二号から第四号までの規定により指名を取り消され、その取消の日から一年を経過しない者

（被指名者証の交付）

第四十条　経済産業大臣は、第三十八条第一項の規定により指名をしたときは、その指名を受けた航空工場検査員に様式第十六による被指名者証を交付する。

（指名の取消および職務の執行停止）

第四十一条　経済産業大臣は、第三十八条第一項の規定による指名を受けた航空工場検査員が左の各号の一に該当するときは、その指名を取り消し、または一年以内の期間を定めてその職務の執行の停止を命ずることができる。

一　第三十九条第一号または第三号に該当するに至つたとき。
二　法または法に基く命令の規定に違反したとき。
三　不正の手段により指名を受けたとき。
四　職務を行うにあたり不当な行為または重大な過失があつたとき。
五　疾病、転任その他の理由により職務を行うことが特に不適当であると認められるとき。

（被指名者証の携帯）

第四十二条　第三十八条第一項の規定による指名を受けた航空工場検査員は、その職務を行うときは、被指名者証を携帯していなければならない。

（証票）

第四十三条　法第十七条第二項の証票の様式は、様式第十七の通りとする。

第四十四条～第四十七条　［略］

第四十八条　利害関係人（参加人を除く。以下第五十三条において同じ。）又はその代理人として意見聴取会に出席しようとする者は、文書をもつて、当該事案について利害関係があることを疎明しなければならない。

第四十九条～第五十二条　［略］

第五十三条　審査請求人、参加人若しくは第四十八条の規定による疎明をした利害関係人又はこれらの代理人は、当該事案に関する調書を閲覧することができる。

（フレキシブルディスクによる手続）

第五十四条　次の表の上欄に掲げる書類の提出については、当該書類に記載すべきこととされている事項を同表の下欄に掲げる様式により記録したフレキシブルディスク及び様式第十八（第三十八条第二項の申請書については、様式第十九）のフレキシブルディスク提出票を提出することにより行うことができる。

［略］	［略］
［略］	［略］
［略］	［略］
［略］	［略］
［略］	［略］
［略］	［略］
［略］	［略］

三　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者（前号に該当する者を除く。）
四　第四十四条第二号から第四号までの規定により指名を取り消され、その取消の日から一年を経過しない者

（被指名者証の交付）

第四十三条　経済産業大臣は、第四十一条第一項の規定により指名をしたときは、その指名を受けた航空工場検査員に様式第十七による被指名者証を交付する。

（指名の取消および職務の執行停止）

第四十四条　経済産業大臣は、第四十一条第一項の規定による指名を受けた航空工場検査員が左の各号の一に該当するときは、その指名を取り消し、または一年以内の期間を定めてその職務の執行の停止を命ずることができる。

一　第四十二条第一号または第三号に該当するに至つたとき。
二　法または法に基く命令の規定に違反したとき。
三　不正の手段により指名を受けたとき。
四　職務を行うにあたり不当な行為または重大な過失があつたとき。
五　疾病、転任その他の理由により職務を行うことが特に不適当であると認められるとき。

（被指名者証の携帯）

第四十五条　第四十一条第一項の規定による指名を受けた航空工場検査員は、その職務を行うときは、被指名者証を携帯していなければならない。

（証票）

第四十六条　法第十七条第二項の証票の様式は、様式第十八の通りとする。

第四十七条～第五十条　［略］

第五十一条　利害関係人（参加人を除く。以下第五十六条において同じ。）又はその代理人として意見聴取会に出席しようとする者は、文書をもつて、当該事案について利害関係があることを疎明しなければならない。

第五十二条～第五十五条　［略］

第五十六条　審査請求人、参加人若しくは第五十一条の規定による疎明をした利害関係人又はこれらの代理人は、当該事案に関する調書を閲覧することができる。

（フレキシブルディスクによる手続）

第五十七条　次の表の上欄に掲げる書類の提出については、当該書類に記載すべきこととされている事項を同表の下欄に掲げる様式により記録したフレキシブルディスク及び様式第十九（第四十一条第二項の申請書については、様式第十九の二）のフレキシブルディスク提出票を提出することにより行うことができる。

［略］	［略］
［略］	［略］
［略］	［略］
［略］	［略］
［略］	［略］
［略］	［略］
［略］	［略］